

探偵業法解説 マニュアル

行政書士 近藤 秀将 著

一 はじめに

「探偵業の業務に関する適正化の法律」(以下、探偵業法)が、平成19年6月1日施行されます。探偵業を営もうとする方、又は既に営んでいる方も営業所ごとの届出が必要となり、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出を出さなければなりません。もし、**施行後1ヶ月以内にこの届出をしなければ、既に探偵業を営んでいる方であっても、探偵業を営むことができなくなります。**

この法律は、探偵業を制度化し発展させる為ではなく、なにかと問題の多い探偵業界の実態を把握する為に制定されました。したがって、**この法律により警察に準じた調査権限が、探偵業者に付与されることはありません。**

では、どうして、このような法律が制定されたのでしょうか。

それは、「探偵」の数が増加し、それにつれ「探偵」が起こすトラブルが増えてきた為、**消費者保護又は人権擁護の観点**から制定されたのです。国民生活センターに寄せられた「探偵」に関する苦情相談件数は、平成14年度から1000件を超えており、他の相談に比べても少ないとはいえません。

したがって、規制の態様は、業務実施方法について細かく決めるのではなく(他人の生活の平穏を害しない程度)、上記観点から、探偵業者に**契約時の説明義務**を課し、**その契約内容を誠実に履行させる**ことに重点がおかれています。

以上のように、探偵業法は、探偵業界を活性化させる為ではなく規制する為に制定されたのです。もちろん、この規制により依頼者が安心して探偵を使えるようになれば、ひいては業界の活性化にもつながるでしょう。ただ、絶対間違っ**てはいけないのは、この法律によって、「探偵業」という業態が変わるわけではないということです。**さらに付け加えれば、業務に対する警察等の介入は、今までと比べ物にならないくらいやり易くなるでしょう。

二 条文解説

(目的)

第一条 この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって【個人の権利利益の保護に資すること】を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。

他人の依頼を受けて

特定人の所在又は行動についての情報であって当該依頼に係るものを収集することを目的として

面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い

その調査の結果を当該依頼者に報告する業務

(1) について

報道機関が取材するのは、【他人の依頼を受けて】行うものでないため、探偵業法の対象外です。これと同じ理由により、パパラッチのような人間も同法の対象とはなりません。

(2) について

個人又は法人の資産状況についての情報収集のような「信用調査」は、【特定人の所在又は行動についての情報】についての収集ではないので、探偵業法の対象外です。

(3) について

電話による問い合わせやインターネットを用いた情報検索によつてのみの調査業務は、【実地の調査】とはいえ探偵業法の対象外です。

なお、盗聴などの違法調査は【その他これらに類する方法】にあたることになるでしょう。

(4) について

ルポライターが、出版社の依頼を受けてあるノンフィクションを執筆し自らの名前で出版するような場合は、【調査結果を当該依頼者に報告する】とはいえないため、探偵業法の対象となりません。

第二条二項 この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。）を業として行う個人を含む。）の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

（１） 例えば、副業的に年に数回ぐらいしか探偵業務を行わない者は、「業」（反復継続的に行われる）として行うのではないため、探偵業法の対象外ではないかとも思われます。しかし、もし依頼が継続的にきた場合に、それに対応する意思を有していると思われるときは、やはり「探偵業」の業者といえるでしょう。しかも、このような意思是、例えば探偵業を営んでいる旨を書いている名刺を配っているだけで類推され認定されるおそれがあります。

このような脱法的な言い逃れは通じないと考えるべきです。

（２） **【専ら報道機関の依頼を受ける営業の適用除外】**

この点、例えば、ルポライターであるAが、たまたま、ルポライター仲間のBから特定人物であるCの行動についての調査を依頼され、聞きこみ尾行のような実地調査により得られた情報をBに報告し、このAの報告に基づきBは、自らの名前で記事にするという場合もありえます。この場合、Aの行為は、探偵業に当たるか否かが問題となりそうです。

しかし、この場合のAの行為は、「業」には当たらない場合が多いでしょう。また、たとえ「業」として行われていたとしても、Aが一般人からの依頼は受けず、専ら報道機関から依頼しか請け負わない場合には、Aは、「報道関係者」と同視できるということもできるでしょう。

第二条三項 この法律において「探偵業者」とは、第四条第一項の規定による届出をして探偵業を営む者をいう。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 最近五年間に第十五条の規定による処分に違反した者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

(1) このように探偵業法に、欠格事由が設けられた趣旨は、悪徳業者を排除する点にあります。

もっとも、同法が制定されたのは、役所に裁量権を与えるためでも、ましてや探偵業者に権威を与えるためでもありません。役所が、事前に「この者は探偵業を営むことが適当であるか否か」という調査を行い、審査する「許可制」ではなく、「届出制」を導入したのは、探偵業の実態をしっかりと把握し、個人の権利利益を保護するため、必要な取締りを行うことを主たる目的としているからです。

(2) 第一号から第六号の欠格事由を見ればわかるように、探偵業法は、欠格事由を厳格に規定し、さらに一義的に明確で、役所の裁量が入り込む余地がないように工夫されています。

第一号について

独立した契約主体となり得ない者を欠格事由者としています。もっとも、法定代理人がある未成年は除かれます。これは、未成年者であっても親権者等の法定代理人の許可があれば独立して営業をすることができるからです(民法6条1項)。

第二号について

通常、このような欠格事由を規定する場合は、「三年」あるいは、「五年」とするのが通例ですが、探偵業法においては、重いほうの「五年」としています。この点からも、同法が、「悪徳業者を徹底して排除する」という姿勢を伺えるでしょう。

さらに、同法は、**罰金刑の対象となる行為の範囲を相当広く規定しています**。これは、同法に違反して罰金刑が科せられた場合、即欠格事由に該当することとなる仕組みを採用しているからです。

第三号について

探偵業法第一五条は、探偵業者に対する**営業停止命令**と**営業廃止命令**を定めてい

まず、これらに違反した者は、探偵業法第一七条により、**一年以下の懲役又は百万以下の罰金**に処せられることとなります。通常、営業廃止命令を受ければもちろん、営業停止命令を受けたとしても、その時点で探偵業務をできなくなるのですから、即倒産へとつながるおそれがあります。そこで、これらの処分に反して隠れて業務を行う業者も出てくると思います。そして、そのような業者は、十中八九行政庁から目をつけられていると考えられるので刑事罰へ追い込まれる可能性が高いでしょう。

したがって、刑に処せられた者を欠格事由者とする第二号があれば、この第三号の部分までカバーしているのではないかとも思われます。しかし、刑の確定までに時間がかかることからすれば、あくまで同法内で欠格事由を明らかにできる本号は必要といえるでしょう。

第四号について

これは、暴対法に規定する暴力団員または、暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であることを欠格事由としています。では、**暴対法等に規定のない準構成員は、欠格事由にならないのでしょうか。**

まず、結論をいいますと、**準構成員は、欠格事由とはなりません。**

理由は、探偵業法が制定された本質的な趣旨の一つが、「**まず、探偵業者の実態を把握する**」ということだからです。実地調査が必要である準構成員まで欠格事由としてしまうことは、かえってかかる趣旨に反するおそれもあるでしょう。

第五号について

これは、未成年者を隠れ蓑する、欠格事由を持つ親権者等の法定代理人を排除する規定です。

第六号について

探偵業者が法人の場合は、その役員（会社の場合は、会社法に規定する役員）について、その欠格事由を判定することを明らかにしています。

(3) 欠格事由者が届出をした場合の処理

都道府県公安委員会は、一旦その届出を受理して届出済証を交付する手続きを行った上、これと並行して、提出に係る書類に基づき、その探偵業者欠格事由に該当するか否かを判断し、その上で、第一五条二項に基づく営業廃止命令をかけることとなるでしょう。

(探偵業の届出)

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあっては、その旨

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称

四 法人にあっては、その役員の名及び住所

2 前項の規定による届出をした者は、当該探偵業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出（同項の規定による届出にあっては、廃止に係るものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があったことを証する書面を交付しなければならない。

(1) まず、探偵業法の届出制度においての一番の特徴は、**【営業所ごとに】届出をしなければならない**ことです。つまり、すでに届出をして探偵業を営んでいる者であっても、新たに営業所を設けようとする場合には、その新たな営業所においては**【探偵業を営もうとする者】**となるため、この項による届出が必要となります。そして、【営業所】とは、店舗、事務所といった名称のいかんを問わず、「営業上の活動を行う一定の場所」のことをいいます。

同法が、営業所ごとの届出制をとった趣旨は、立法者の一人である葉梨康弘衆議院議員がその著書『探偵業法 立法までの物語と逐条解説』において、「現在の探偵業者の中には、電話帳等を利用して、いかにも多くの営業所を有し、信用力があるかのように装って営業している者もいるという現状にかんがみると、その営業所について実効的な取締りを行うことを可能ならしめるためには、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会が、その実態を把握している必要がある。」と述べられています。

もっとも、「探偵業務を行う区域」についての届出までは義務付けられてはいません。したがって、東京都公安委員会に届け出ているだけの探偵業者でも他府県での探偵業務をすることはできます。

(2) 届け出るべき事項

商号、名称又は氏名及び住所

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあっては、その旨

この点で注意すべきところは、既に届出済みの都道府県公安委員会へは、たとえ新たに営業所を増設したとしても、その旨を届け出る必要がないことです。

第一号に掲げる商号、名称もしくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称。

この点については、葉梨康弘衆議院議員が、「この号は、探偵業に特有の届出事項である。現在、探偵業者の中には、いかにもたくさんの支店があるかのように見せかけて、広告宣伝を行っているものもいるため、実態把握の適正を期するため、特に定められたものである。」と述べられているように、かかる探偵業の実態から特に定められたものです。

したがって、複数の名称を使うこと自体は禁止されていません。この点と営業所ごとに届出ということが混同しがちなので気をつけて下さい。

法人にあっては、その役員の名義及び住所

役員の中に欠格事由者がいてはいけないのは前述とおりです。

(名義貸しの禁止)

第五条 前条第一項の規定による探偵業の届出をした者は、自己の名義をもって、他人に探偵業を営ませてはならない。

(1) 同条に違反し、他人に探偵業を営ませた者は、第一八条により、**六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金**が科されることとなります。さらには、欠格事由(第三条第二号)にも違反することとなり**探偵業を営むことができなくなります**。

また、第四条第一項の届出をした者の名義を借りて探偵業を営んだ者は、無届営業となり、やはり第一八条により、六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金が科せられることとなります。

(2) もっとも、よく想定される場合として、探偵業者Aの業務が立て込んでいるときに、他の探偵業者Bに「仕事を回す」場合が考えられます。かかる場合には、以下のようにすれば同条違反とはならないと解されます。

Aが依頼人と契約し、契約にかかわる探偵業務をBに委託する。

AがBを紹介し、依頼人が、Bとの間に請負契約を締結する。

(探偵業務の実施の原則)

第六条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(1) 【探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではない】

かかる文言をわざわざ盛り込んだのは、立法者が探偵業者に対する不信感の現れだと思えます。つまり、探偵業法が施行されたことを逆に利用して、依頼者等にあたかも「国からお墨付きをいただいた」ような宣伝をするおそれがあると考えたのでしょう。

(2) 【人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない】

かかる文言において、一番問題となるのは、これがいわゆる理念的なものを表明した「訓示規定」なのか、それもこれに違反すれば一五条の営業停止や営業廃止の行政処分が行われるのかです。

結論を言いますと、**行政処分は行われず**。

もっとも、かかる「人の生活の平穩を害する等の行為」とは、不法侵入、盗聴、つきまとい、プライバシーの侵害等の刑事上、民事上の違法な行為をいい、法第二条一項にあるように【面接による聞込み、尾行、張込みその他これらに類する方法】は、原則として含まれないでしょう。もちろん、これらの方法であっても過度な態様のものは許されないのは言うまでもありません。

(書面の交付を受ける義務)

第七条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

(1) 通常、依頼者が探偵を利用することは、そう頻繁にあることではありません。したがって、探偵に対する正しい認識や知識があるわけではなく、さらには、依頼者はせっぱ詰まっている場合がほとんどであり正しい判断能力を欠いている場合がほとんどでしょう。

したがって、悪徳業者に付け込まれることも多く、それが探偵業におけるトラブルの元となっていました。

そこで、かかるトラブルを抑制すべき本条が置かれたのです。

- (2) 本条は、**一見あたりまえのことを規定しているだけのように思えます**。しかし、これはかなりの難しい問題を含んでいると考えるべきでしょう。特に【**違法な差別的取扱いその他の違法な行為**】という文言の解釈が難しいです。それを以下に述べます。

【違法な差別的取扱いその他の違法な行為】の意義

これは、労働関係法規等において明文で禁止されているものに限られず、民事上の不法行為その他法的に違法と評価されるすべての差別的取扱いを意味します。

この【違法な差別的取扱い】等は、就職や結婚といった場面で問題となってきました。では、**本条により「採用調査」、「結婚調査」等が全くできなくなるのでしょうか**。もし、そうであるなら**探偵業者は依頼者からの需要の大半を失ってしまう**ことから問題になります。

結論を言いますと、「採用調査」や「結婚調査」が全くできなくなるわけではないと思います。

理由を以下に挙げます。

- 、 探偵業者が行っている「採用調査」、「結婚調査」の中には、【面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査】でないもの、つまり、探偵業法における「探偵業務」に含まれないものもあります。

つまり、履歴書等に基づいて電話や書面により、過去の勤務先や被調査対象者の周辺に対して照会することや、被調査者の本籍地や役場に対する戸籍謄本の照会は、「探偵業務」ではありません。したがって、本条の適用は受けないと考えても良いでしょう。

- 、 そして、たとえ、「探偵業務」にあたったとしても、「採用調査」、「結婚調査」によって収集された情報の全てが【違法な差別的取扱い】に用いられるわけではありません。

この点について立法者の一人である葉梨康弘衆議院議員は、「例えば、最高裁は、労働基準法第三条の規定は、採用については適用されない」旨を判示しているが、企業が人を採用するときに、**素行不良者を排除したいというのは、ある意味で自然なことといえることができる**。また、あまりにうまい結婚話があり、**相手方が結婚詐欺師の疑いがある場合に、結婚相手についての調査に、探偵業者を依頼することができないというのも不自然であろう**。(中略) これらの調査を一律に禁止してしまうことは、場合によっては、依頼者の生命、身体、財産の保護に著しい支障を及ぼすおそれがあるとも言え、必ずしも適当でない(以下略)」と述べられています。

2 探偵業務と個人情報保護法

- (1) 本条は、依頼者が不利な契約を締結することを防止する規定であると同時に、探偵業者の「情報利用目的」を特定する規定でもあります。つまり、最近話題になっている個人情報保護法との関係が問題になるのです。

まず、個人情報取扱事業者とは、個人情報保護法第二条三項において、

- 「この法律において個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

国の機関

地方公共団体

独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」

と規定されています。

なお、ここでいう「事業」とは、一定の目的を持って反復継続して遂行される同種の行為であり、営利事業のみを対象とせず、法人格のない任意団体や個人であっても個人情報取扱事業者該当し得ます。

さらに、「個人情報の保護に関する法律施行令」の政令第二条において、「政令で定める者」について「法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない者とする。」と具体的な数値と共に定義されています。したがって、個人情報データベース等の個人データが5000件を越えない場合には個人情報取扱事業者とは見なされませんが、事業分野別のガイドラインでその件数について5000件以下でも認定される場合もあり得ます。

探偵業者の場合、小規模の業者が多いと思われませんが、この政令で定める5000件というのは、**今までの依頼人の数をいうのではなく、業務に使用するメールアドレス等にも該当することになるので、おそらく「個人情報取扱事業者」にあたらない業者はほとんどいない**でしょう。

- (2) 「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」

では、「個人情報取扱事業者」である探偵業者は、その業務を行うにあたって最も問題になるのはどのようなものだろうか。

それは、個人情報保護法第一八条一項により、**原則として、取得に係る情報の利用目的を調査の相手方に通知しなければならない旨が定められていること**です。つまり、端的に言えば、「あなたを調査しているから、よろしく！」と調査対象者に言

わなければならないということです。これでは、秘匿調査を主とする探偵業務など成り立たなくなってしまうでしょう。わざわざ探偵業法を定めるまでもありません。

さすがにこのような運用がなされるわけではありません。

その理由を以下に述べます。

探偵業者の場合、個人情報保護法第一八条一項における【利用目的】とは、「依頼人への報告という利用目的及び探偵業者が把握している情報の利用目的」ということになるでしょう。同条の規定を真正面から遵守するなら、探偵業者自身だけでなく依頼者にとっても多大なる不利益を受けることになるでしょう。浮気調査をしているところに、「あなたの奥さんから浮気調査を頼まれたので、この証拠写真を奥さんに持って行きます。よろしく！」という場面が想像できれば、その後、探偵や依頼者にどのような不利益が訪れるか想像することは簡単でしょう。

実は、個人情報保護法は、第一八条四項一号において、「利用目的を本人に通知し、又公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」には、本人（調査対象者）に対する利用目的の通知を要しないとしています。つまり、原則として、探偵業を行う場合には、同条の場合にあたると考えられるため、今までどおりの秘匿調査ができることになるでしょう。

なお、警察庁生活安全局は、「興信所業者が講ずべき個人情報保護のための措置の特例に関する指針」において「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」を以下の（ア）から（エ）まで例示しています（平成17年2月）。

（ア）「浮気調査」

対象者が依頼者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である場合であって、当該対象者について民法（明治二九年法律第八九号）第七五二条の義務その他の法令上の義務の履行を確保するために必要な事項について調査を行うとき。

（イ）「行方調査（家出人調査）」

対象者が依頼者の親権に服する子である場合であって、依頼者が当該対象者い関し民法八二〇条の権利その他の法令上の権利を行使し、又は義務を履行するために必要な事項について調査を行うとき。

（ウ）「身上調査（結婚調査）」

対象者が依頼者の法律行為の相手方となろうとしている者である場合であって、当該法律行為をするかどうかの判断に必要な事項について調査をおこなうとき。

（エ）「その他」

依頼者が犯罪その他の不正な行為による被害を受けている場合であって、当該被害を防止するために必要な事項について調査

(3) 利用目的の特定の必要性

個人情報保護法は、同法第一五条一項において、【個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下、「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。】ことを義務づけています。

そして、警察庁生活安全局が、「興信所業者が講ずべき個人情報保護のための措置の特例に関する指針」によっても同条の規定に関し、

- ア 興信所業者は、取得した対象者の個人情報を依頼者に報告する目的以外の目的で利用しないこと
- イ 興信所業者は、依頼者における対象者の個人情報の利用目的を確認し、その利用目的が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、取り扱わないこと。
 - (ア) 依頼者における対象者の個人情報の利用目的が社会的差別の原因となるものであるおそれがあるとき。
 - (イ) 依頼者における対象者の個人情報の利用目的がストーカー行為等の規制にかんする法律（平成一二年法律第八一号）第二条の「つきまとい等」目的その他違法なものであるおそれがあるとき。
 - (ウ) 依頼者における対象者の個人情報の利用目的が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成一三年法律第三一号）第一条第二項の被害者の所在の調査の目的その他不当なものであるおそれがあるとき。

というガイドラインを出しているように、探偵業者が取得する情報の「利用目的」には、「収集した情報を依頼者に対して報告する」というだけでなく、「その情報が、依頼者によってどのように利用されるか」まで含むと考えられます。

しかし、現実問題として依頼者に対して取得情報の利用目的を詳細に問いただすことは、依頼者と探偵業者の関係をギクシャクしたものとするおそれがあります。依頼者は、自らのプライベートなことをできるだけ隠して第三者である探偵に依頼するものだからです。

もっとも、「秘匿調査」ができる場合は、その後のトラブル等に備えて、依頼者や対象者、又は監督官庁に説明できる程度まで、つまり、個人情報保護法第一八条四項一号又は二号に該当することが説明できる程度まで「利用目的」を特定しておくことが必要です。

(重要事項の説明等)

第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 第四条第三項の書面に記載されている事項

三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守するものであること。

四 第十条に規定する事項

五 提供することができる探偵業務の内容

六 探偵業務の委託に関する事項

七 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期

八 契約の解除に関する事項

九 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

2 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。

一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日

三 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

四 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限

五 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容

六 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容

(1) 本条は、依頼者保護の観点から探偵業者に対して

契約前に行われる重要事項の説明（書名を交付し、説明）

契約条件を記した書面の交付

を義務づけています。

本条が規定された趣旨を、葉梨隆弘衆議院議員は、「(前略)一つしか営業所を有していないのに、いくつもの営業所があるかのように装ったり、一つの会社がいくつもの名称を用い、いかにもグループ会社が多いかのように装うような例は、よく指摘される。また、国民生活センターに寄せられた苦情を見ると、いわゆる広告の問題ではないが、確かに「業者が、一五〇パーセント確実な証拠を調査できると称していたにもかかわらず、出されたものは、証拠して使えない代物であった」、「調査内容がずさんで、当方から提出した証拠品に関することも調べていない」などの例が報告されている。この為(中略)類型化できるものについては、必要な措置をほどこしたわけである」と述べられています。

もっとも、誇大広告については、その広告自体の規制を設ければいいようにも思われますが、警察当局においても探偵業者の実態が把握できていない現状においては、それも難しいのです。

(2) 説明方法について

説明時期

【契約しようとするときは、あらかじめ】。つまり、探偵業務についての契約が成立する前までです。

説明者

探偵業法においては、説明者について資格のような特別の要件を要求していません。つまり、**探偵業者の従業員であっても、事業主名又は法人名で作成した「重要事項説明書」をもってこの説明者となることができます。**

もっとも、この説明者が、本条第一項の規定に違反し、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した場合には、第十九条により、**三〇万円以下の罰金**が科せられます。そして、それと共に、第五条により探偵業者自身が営業停止又は廃止の行政処分を受けることもあり得ます。

説明方法

依頼者に書面を交付し、その面前で「重要事項」を説明する必要があります。

「重要事項説明書」

これは、営業所ごとに異なってきます。この書面を不交付又は虚偽交付した場合は、直接罰則が科され、その結果営業が出来なくなるおそれがあることは既に述べてました。この点から言っても、同書面が重要なものであることが分かると思います。

しがたって、同書面をあらかじめ作成し、説明者の氏名を記載できるようにするとともに、後のトラブル予防の観点から依頼者からも署名をもらっておいた方がいいでしょう。そして、正本を依頼者、副本を探偵業者が保管しておくのです。

トラブルを起こすのは探偵業者ばかりとは言えません。依頼者であっても、報酬不払いや犯罪の片棒を探偵に担がせようとしたりすることもあり得ます。つまり、逆に探偵業法を盾にとって探偵業者を脅してくる可能性もあるのです。探偵業者としても、こういうトラブルを未然に防ぐ為に細心の注意をしておく必要があるでしょう。

(3) 説明すべき事項

「探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」

「第四条第三項の書面に記載されている事項」

本号の書面とは、いわゆる探偵業者が届出書を都道府県公安委員会へ提出したことを証明する書面です。具体的な記載事項は、内閣府令で決められることとなっています。

この届出書には、

- ・ 商号、名称又は氏名及び住所
- ・ 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあっては、その旨
- ・ 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝する場合に使用する名称があるときは、当該名称。
- ・ 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

以上、四つの事項が必要とされていますが、このうち と は、 の「探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」と大部分を重複しているように見え、どうしても必要となってくるのか疑問に思えるかもしれません。しかし、この点については、公安委員会への届出事項と同一か否かを改めて確認させるという意味があるのです。もし、 と - 、 が、実際に違って

おり、「重要説明書面」中だけ体裁を整えて同じにすれば、それは虚偽交付した場合にあたり、**刑事罰と行政処分を受けることになりかねません**。この点からも、同条の規定が立法者にとって重要視していることがわかるでしょう。

また、この規定を置くことにより、個々の探偵業務に関する契約は、届出に係る探偵業者の営業所と、一つ一つ対応していなければならないこととなります。そして、業務遂行中のトラブルの責任は、第一に、業務遂行営業所が負うこととなりますが、その営業所が支店扱いだったとしても、本社も責任を負うことは当然です。

「探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五七号）その他の法令を遵守するものであること

探偵業者等が、探偵業務に関し法令違反を行った場合には、営業停止、廃止処分等の行政処分を受ける可能性があります。さらに、それが何かの犯罪を構成していたならなおさらです。この点を、依頼者に伝えることによって、探偵業者が犯罪等に巻き込まれないよう、加担しないようにこの規定が設けられました。

また、明らかに違法な方法に基づく調査を依頼してきた場合にも、このような契約は公序良俗違反（民法九〇条）となるので無効です。そもそも、探偵業法第六条の法令遵守義務に違反します。

この点について、葉梨康弘衆議院議員は、「（前略）現実の事例の中には、依頼者の側が、有線電話の盗聴を依頼しているのではと疑われるような問題事例が見られた。そこで、この号において、探偵業者が、契約の締結前に、依頼者に対し、「探偵業務を行うに当たっては法令を遵守しなければならない」ことを説明しなければならないとしたのである。」と述べられている。

第一〇条に規定する事項

、守秘義務に関する説明（10条1項）

守秘義務については、その立法過程においてもその違反について罰則をもって担保すべきだという意見もかなり多く出されたようです。しかし、実際には、探偵業法はそのようにはなっていません。

理由は、他の類似法令の罰則との均衡です。他の法令は、守秘義務違反については営業停止、廃止等の行政処分をもって担保しております。

もっと、**悪質な業者については罰則をもって担保するような仕組みにもしております**。つまり、第八条一項において守秘義務について説明させることにより、もし守秘義務に違反した場合には、虚偽交付として第十九条による罰則を受けるようにしているのです。これは、三〇万円ぐらいの罰金ですが、一度罰則を受ければ、欠格事由者となり五年間は、探偵業を営むことができなくなります（3条2号）。

、資料の不正・不当な利用を防止するための措置に関する説明（10条2項）

守秘義務と同様に依頼者の権利利益保護のために設けられた規定です。契約段階でも依頼者のプライバシー等に不利益がない旨を説明させることにより、その後、それ

に反すれば守秘義務と同じ処分を受けるようにしているのです。

「提供することができる探偵業務の内容」

本号でいう【探偵業務の内容】について、葉梨議員は、以下のように分類されています。

- 、 どのような情報についての収集を行うことができるか（所在調査、行動調査等）
- 、 どのような方法（聞きこみ専門、張込み専門、尾行専門など）を用いて調査を行うことができるか。
- 、 どのような規模（例えば、おおむね何名位の専従が可能など）の調査を行うことができるか
- 、 どのような地域（全国か、一定地域か）で調査を行うことができるか。

探偵業者の委託に関する事項

探偵業法は、その探偵業務を探偵業者（同法に基づいて届け出ている者）以外に委託してはいけなくしてあります（9条2項）。そして、このような委託された場合にも同法の規制が及ぶようにしています。

しかし、依頼者の立場から言えば、「この探偵だからこそ、依頼したのであって、勝手に他の探偵に仕事を回してもらっては困る」ということになるでしょう。したがって、探偵業者には、あらかじめ

- 、 依頼にかかる探偵業務を委託する必要があるのか否か
- 、 委託するとしたらどのような場合か

の事項を依頼者に対して説明させ明らかにしておくようにしています。

探偵業者の対価その他の当該探偵事業の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払い時期

これは、端的に言えば、

尾行○時間×○円
張込み○時間×○円
所在調査の場合の成功報酬○円

というような費用の概算額についても書面による説明を義務付けているのです。さらに、その支払い時期も明確にすることを求められています。

これは、依頼者保護の観点から言っても、後のトラブル回避の観点から言っても妥当な規定と言えるでしょう。

契約解除に関する事項

最もトラブルが多いのが**契約の解除に関するもの**であると言われていています。具体的

には、「定めのない違約金の請求があった」、「成功していないはずなのに成功報酬まで求められた」、「そもそも解約に応じてくれない」などです。したがって、この契約解除に関する事項を契約前の重要事項の説明として探偵業者に説明させているのです。もし、この説明を怠ったり、内容に虚偽があったりすれば前述した通りの罰則と行政処分を受けることとなります。

さらに、私としてはこちらの方が重要であると思うのですが、探偵業務を行うにあたり、不可抗力によって打ち切らざるを得ない場合があると思います。例えば、**探偵業者自身の身に高度な危険が及んだり、犯罪が絡んでいた場合**などです。

もちろん、このようなケースは、民法上は契約無効になることがほとんどであると思われます。しかし、民事上の問題は、当事者間であらかじめ納得していればそれで解決できるものです。したがって、いくら民法上無効であるとはいっても、業務の途中で打ち切らざるを得ない場合があること、その場合の解除方法を依頼者と探偵業者の間で明確しておくべきでしょう。

探偵業務に関し作成し、又は取得した資料の処分に関する事項

探偵業法の立法過程において、探偵業者にその「調査結果」を破棄すること義務づけることが検討されていました。これは、やはり探偵業者が、その「調査結果」を悪用するというのが容易に想定されるからです。

もっとも、一律に全ての「調査結果」を破棄しなければならないというのはあまりに不合理です。なぜなら、所管行政庁の監督の観点から言っても「調査結果」に関する書類はある程度残しておいた方が良いでしょうし、また、重要事項説明書綴り、契約書綴り、調査の相手方に関する個人情報特定されないような形態の日々の業務日誌、出勤簿などを保管することは、情報をその利用目的以外に利用しているとは言いがたく、慎重な管理・保管しているなら問題がないからです。さらには、DVの被害者から配偶者の素行調査を受けたような場合には、その調査結果を配偶者から守る為に探偵業者が保管しておくには充分合理性があります。

したがって、探偵業法第一〇条二項は、「一律破棄」とせず、情報の不正又は不当な利用を防止するための措置を、探偵業者に義務付けるに留まりました。そして、その処分の方法等についても、依頼者との間で必要事項を定めておくことが望ましいでしょう。探偵業法は、このような契約を締結することを促すために同号のような規定をおいたのです。

(4) 書面の交付方法

契約書と別に交付することもできますが、実務上は個別に作成される契約書と一体として予め作成しておくことが良いでしょう。

(探偵業務の実施に関する規制)

第九条 探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。

2 探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはならない。

(1) 第一項

本項は、探偵業者が犯罪行為に加担しないように設けられた規定です。既に七条において、調査結果を犯罪行為に利用しない旨の書面の交付されているにもかかわらず、本項を設けた趣旨は、依頼者が虚偽の七条書面を交付した場合、罰則による担保がなされない為、探偵業者に一層の注意義務を課す必要があったからです。これは、探偵業法が、依頼者及び調査対象者の権利利益保護を図る為に立法されたことからすれば当然の帰結かもしれません。そして、七条書面が虚偽であることを知りつつ探偵業務を遂行した探偵業者には、本項違反として営業廃止等の行政処分を受けることとなります(14条、15条)。

(2) 二項

そもそも無届営業を禁止しているのに本項は、どうして設けられたのでしょうか。その一番の理由は、探偵業者が第三者にその業務を委託する場合は、その委託が定期的に反復するものではなく一回限りのものであれば、その被委託者である第三者に営業性を問うことができず、その行為が探偵業法により規制されないおそれがあるからです。

もっとも、調査協力者を求めることまで禁じられているわけではありません。この点について葉梨衆議院議員は、「(前略)隣家の住人に、隣のご主人に何か変わったことはありませんか。日常生活の中でお気づきの点があったら、〇〇まで連絡して下さい。情報提供量謝礼を差し上げます。」などといったことを申し向ける行為自体は、いわゆる聞きこみの一環で、隣家の住人に、探偵業務の全部又は一部を構成する特定の業務処理を依頼しているわけではない。このため、ここにいう「委託」には当たらない。」と述べられています。

(秘密の保持等)

第十条 探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

2 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(1) 本条は、いわゆる「**守秘義務**」についての規定です。通常、他人のプライバシーに関わる職業、例えば、医師、行政書士等は、刑法やそれぞれの土法によって罰則を伴った形で守秘義務が課せられています。

しかし、探偵業法は、特に守秘義務違反自体についての罰則規定はおかれておりません。それは、許可制等を採用している宅建業法や労働者派遣事業法等が守秘義務違反を行政処分担保していることとの均衡を図ったからです。

もっとも、違反行為に罰則規定がないからといっても、営業停止や廃止等の行政処分が与える影響は大きいですし、探偵業者の規範意識を高める観点からも本条が置かれた意義は非常にあります。しかも、**従業員が守秘義務違反行為を行えば、探偵業者自身に対する行政処分手由になるだけでなく、従業員の解雇事由にもなる為、従業員に対する教育が徹底する姿勢を促される**でしょう。これは、例え一事件限りの雇用契約であっても、【探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする】という文言通り、この被一時雇用者が守秘義務違反行為をすれば、探偵業者に対する行政処分手由となるのは同様です。

(2) また、守秘義務違反行為は、この明確な条文があることにより、**明らかな不法行為を民法上構成します(民法709条)**。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求をされる探偵業者も増えるでしょう。

(教育)

第十一条 探偵業者は、その使用人その他の従業者に対し、探偵業務を適正に実施させるため、**必要な教育を行わなければならない。**

(1) 本条は、一読すればただの**訓示規定**かのように思えます。しかし、本条の趣旨は、単にそんな努力義務を探偵業者に課すものではなく、**探偵業者の従業員から暴力団員を排除する**点にあります。つまり、現在の探偵業法では、経営者や役員からは暴力団を排除することが可能となっていますが(3条4号)、その従業員からは排除することは法の一義的文言からはできません。

確かに、その立法過程において、経営者等だけでなくその従業員からも暴力団員を排除しなければ意味がないのではないかという議論が行われていました。しかし、現

在のところで、所管行政庁が探偵業界の実態をよく把握しおらず、単なるアルバイト従業員も多数いるというのが珍しくないという現状から、その全ての従業員についての届出義務を課し欠格事由規定を置くことが現実的ではなかったのです。

したがって、本条のような規定を設けることによって、反社会的勢力の人達を排除するように探偵業者に自浄作用を促すと共に、本条違反をもってして営業廃止等の行政処分を行うことができるようにしたのです。

(2) なお、本条に言う【**使用人その他の従業員**】とは、探偵業者の下で業務に従事する者をいうので、探偵業務に従事する者だけでなく、経理や総務等を担当する者も入ります。そして、この【**従業員**】には、正社員だけでなく、契約社員、アルバイト等も入ることは言うまでもありません。

(3) では、実際にはどのような教育を行えばよいのでしょうか。

この点、葉梨康弘衆議院議員は、以下のように述べられています。

まず、探偵業者は、従業者教育の実施時期、内容、方法、場所、時間数、実施者、対象者等に関する教育計画を策定し、これに基づき教育を行うよう配慮すべきであろう。

計画に基づき教育を実施した場合、その実施時期、内容、場所、時間数、実施者、対象者等を記録化するように配慮すべきであろう。

探偵業務実施の原則、契約の適正化に関する規制、探偵業務の実施に関する規制、守秘義務などの意味内容を周知徹底するなど、探偵業法や個人情報保護法等の法令について、確実な教育を行うように配慮すべきであろう。

実地の調査の担当者については、探偵業務に係る実地の調査を行うに当たり、法令違反を犯したり、人の生活の平穏を害する等の個人の権利利益を侵害することなく調査を遂行し、取得した資料について適正な取扱いを行うように配慮すべきであろう。

契約や報告書作成、資料の取扱いの担当者については、情報の不正又は不当な利用を防止するための措置内容（マニュアル、個人情報保護規程等）などについて、確実な教育を行うように配慮すべきであろう。

以上、葉梨衆議院議員が挙げられている内容からも分かるように、本条における【**教育**】というは、いわゆる「探偵スキル」の向上ではなく、探偵業務の規制についての徹底に主眼を置いているものです。

これは、探偵業法が、依頼者・調査対象者保護の観点から立法されたことから言えば当然といえば当然でしょう。さらに言ってしまうと、「探偵スキル」についての教育を監督することは所管行政庁には不可能です。

しかしながら、探偵業務の本質は、「探偵スキル」、それも「探偵のプライド」に基

づいた実地スキルにあります。したがって、このような規制に踊らされて本来身につけるべき実地スキルを蔑ろにすることにならないようにしなければなりません。そうしなければ、かえって依頼者・調査対象者とのトラブルも増えることになるでしょう。

(名簿の備付け等)

第十二条 探偵業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

2 探偵業者は、第四条第三項の書面を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(1) 本条における【名簿】の具体的内容は内閣府令によって定められますが、同じような規定を定めている法律を参照すると、『風営法』(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)は、風俗営業業者に、営業所ごとに従業員名簿を備え付けることを義務づけ 記載事項 = 性別、生年月日、本籍、採用年月日及び従事する業務の内容、 備え付け期間 = 従業員退職後三年間としています(内閣府令・国家公安委員会規則)

もっとも、この従業員名簿は、労働基準法による労働者名簿で代替できる場合には、新たに作成する必要はないとされている場合が多いです。

なお、この【従業員】には、正社員だけでなく、契約社員、アルバイトも含まれます。

(2) 本条二項は、届出証明書を営業所の見やすい場所に掲示しなければならないとしています。これは、公安委員会が、立ち入り検査等しやすいようにするという側面もありますが、依頼者が「適法な業者」を一目で見て分かるようにしているという側面もあります。

なお、許可制の場合には、廃業すれば許可書を返納しなければならないとされているのが多いですが、探偵業法は実態把握の為に届出制を採用しており、届出証明書の返納義務まで規定していません。

もっとも、第一五条二項の営業廃止命令を受けた探偵業者が、その後も届出証明書を掲げて「適法な業者」を装って営業を続けていれば、第一七条により一年以下の懲役又は、一〇〇円以下の罰金が科せられることとなります。

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯

し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(1) 本条は、警察職員に対して探偵業者の営業所へ直接立ち入ることを認めています。この警察職員は、営業所が存在する地域を管轄する警察署の人間であることが通常だと思います。一方、本条は、探偵業者に報告や関係資料の提出を求めることも認めています。こちらの方は、当該報告・提出事由に係る事案が深く関係する場所を管轄する警察署が担当すると思われ。

(2) 本条により、警察職員は、いわゆる捜査令状なしに、つまり裁判所の抑制を受けることなく営業所というプライベートな空間に立ち入ることができます。これは、一步運用を誤れば過度の規制が行われる可能性を秘めています。本条の立入検査を拒めば、第十九条五号により処罰され、その結果探偵業務を行うことができなくなるからです(3条2号)。

確かに、本条二項で、警察職員の身分証の提示義務や、本条三項で、刑事訴訟法との抵触の観点から【立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものを解釈してはならない】となっておりますが、実際現場においてどのような運用がなされるかは注意が必要です。

(指示)

第十四条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、六月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

(1) 一四条、一五条こそが、この探偵業法の実効性を担保する為に最も効力を持つ規定です。実効性なら刑事罰を規定している一七条以下の方があってはならないか、と思われる方もいるかもしれませんが。しかし、裁判所を介さなければ罰則を与られない刑事罰よりも、所管行政庁(都道府県公安委員会。実務は、警察)の判断によって下すことができる行政処分の方が探偵業者にとっては数倍も恐ろしいのです。

もちろん、この行政処分は、探偵業者に義務を課し、又はその権利を制限する「不

利益処分」(行政手続法2条4号)に当たるので、同処分に異議がある場合には、「弁明の機会」を利用することによって処分の撤回を求めることができます。

この場合、探偵業者自らが撤回を求めることもできますが、営業の届出等で利用した探偵業法に精通している行政書士を代理人として立てる方が望ましいでしょう。

(2) 一四条の「指示」

処分の主体

指示処分の主体は、都道府県公安委員会です。通常の場合でしたら、営業の届出を受理した都道府県公安委員会でしょう。しかし、この指示処分には「営業所ごと」という文言がありません。つまり、探偵業者は、その営業地域には制限がない為、他の都道府県においてトラブルを起こすこともあります。その場合には、その地域を管轄している都道府県公安委員会が指示処分を下すことになるでしょう。

この点について、葉梨衆議院議員は、この指示処分の具体的内容について「当該従業者を別の業務につかせること」などが指示できると述べられています。

指示処分の要件

まず、第一は、「探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関し他の法令に違反した場合」です。本条にいう「法令」には、探偵業務に不可分に関わってくるか、罰則があるかどうかを問いません。つまり、探偵業者がその業務につき、詐欺や横領、恐喝、名誉毀損、傷害に当たる行為をした場合にも、この「探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関し他の法令に違反した場合」にあたります。

次に、第二は、「探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき」です。これは、第一の場合よりも抽象的で広いです。正直言いまして、行政庁の運用いかんによっては、濫用される危険性もあります。

この点について、葉梨衆議院議員は、「(前略)例えば、探偵業者の従業者の文書管理が杜撰で、法第一〇条第二項の適切な処置をとらず、トラブルを惹起した場合、その場は収まったものの、その原因を除くためには、当該従業者に対する再教育が必要と認められるときなどは、「探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれ」があると認められ、必要な再教育等が指示できる」と述べられています。

つまり、現に法令違反状態がなくとも、それが繰り返されるおそれが高い場合(違反原因事由が存在する)には、「探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき」と立法者は考えられているのです。

指示の内容

この内容は、かなり具体的なことまでできると考えておいて方がいいでしょう。つまり、「今後は、法令を遵守するように」というような抽象的なものは、本条における「指示」ではありません。

本条の「指示」は、探偵業務の適正な運営を担保するように設けられたものなので、それは個々の事案に応じて具体的、そして直接的なものとなります。そ

の中には、違反行為を行った従業員の配置転換のようなものも含まれるでしょう。ただし、労働基準法によって保護されているため「解雇」命令まではできないと思います。もちろん、それが、当該従業員の「解雇事由」となり探偵業者が当該従業員を解雇することはできます。つまり、結果的に事実上の解雇指示まで下せると考えておいても間違いではないと思います。なぜなら、そのような違法行為を行った従業員を雇用している探偵業者が「探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがある」(15条1項)と判断され営業停止等の処分を受けるおそれがあるからです。そのような処分を受けることを避ける為に、探偵業者は当該従業員を解雇せざるを得なくなるでしょう。

(2) 一五条一項「営業停止命令」

命令の主体

指示処分の主体は、営業の届出を受理した都道府県公安委員会です。

処分の要件

第一に、「探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき」です。

「指示」処分とのちがいは、『探偵業の業務の適正な運営が「著しく」害されるおそれ』があると認められるとき、つまり、この「著しく」という文言の有無です。

この「著しく」の意義についての具体例として、葉梨衆議院議員は、「(前略)例えば、探偵業者の経営方針により、第六条に違反する行為(人の生活の平穏を害する行為等)が行われていたことが明らかな場合や、探偵業者のトップの指示により、業務に関し、盗聴などの違法な行為が行われていた場合などは、探偵業者による業務運営自体が著しく不適正ということができ、探偵業者による自主的措置を促すこととなる指示処分によっては、その改善を図ることが困難と認められ、営業停止命令の要件を充足することとなる。」と述べられています。

結局、「著しく」か否かを判断するのは、行政庁なので、そのできる限り具体的な基準を提示するよう求めることが必要でしょう。

次に、第二は、「指示処分に違反した場合」です。

これは、具体的基準であり、一義的明確です。したがって、「指示処分」を受けた場合には、慎重な態度と処理が求められます。これは、あくまで私見ですが、「営業停止命令」が下されるのは、この場合が多いと思います。なぜなら、行政庁も法律レベルでの基準が明確なので安心して命令を下させるからです。

命令の対象

対象となるのは、「当該営業所における探偵業の全部又は一部」です。

ここで、「営業所ごと」になっているのは、全国をその営業範囲としている探偵業務は、あくまで一営業所ごとの契約となっているからです(法8条1項)。つまり、営

業停止命令の対象となるようなトラブルをおこした探偵業務の契約責任は契約営業所ごとに負わせているのです。もっとも、全ての営業所を統括する立場のものが違法行為を犯したような場合には、全ての営業所が営業停止命令の対象となるでしょう。

次は、対象の範囲についてですが、「全部」というのはわかりやすいと思います。しかし、「一部」というのは、具体的にはどのようなものを指すのでしょうか。この点について、葉梨衆議院議員は、「(前略)例えば、新たな契約行為の停止(既に契約を終えた探偵業務については継続を認めるものの、新たな探偵業務契約を請け負うことを、期間を定めて禁止することなど)、特定の種類の業務の停止(例えば、実地の調査については、一定期間の停止を命ずるが、既に実地の調査を終えた契約に係る依頼者への報告までは停止しないことなど。)である。」と述べられています。

停止の期間

六ヶ月以内です。

これは、他の法律とのバランスをとったものです。

(3) 一五条二項「営業廃止命令」

命令主体と対象

都道府県公安委員会です。

もっとも、この営業廃止命令は、「指示命令」、「営業停止命令」とは異なり、営業所ごとの届出をしているかどうかに関係なく、「探偵業を営む者」を対象としています。つまり、営業所所在地に関係なく、欠格事由発生地管轄の公安委員会が命令主体となると考えた方がいいでしょう。

命令の効力

この営業廃止命令は、営業停止命令とは異なり、その効力は一つの営業所に留まらず、全ての営業所に及びます。無届以外の営業者は、営業所ごとに、管轄都道府県公安委員会に対して営業廃止の届出を行わなければなりません。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十六条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による届出をしないで探偵業を営んだ者
- 二 第五条の規定に違反して他人に探偵業を営ませた者
- 三 第十四条の規定による指示に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の届出書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第四条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
- 四 第十二条第一項に規定する名簿を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 五 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

- (1) 本条は、従業員等が一七～一九条までの違反行為をしたときは、その法人等自体も罰則を受けることを規定しています。ただし、受けるのは罰金刑のみです。
- (2) この両罰規定というのは、事業者が当該違反行為をした行為者の選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定する規定です(最高裁判例に同旨)。したがって、**事業者側で、当該注意を尽くしたことを証明しない限り事業者は、刑事責任を免れることはできません。**

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に探偵業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条第一項の規定による届出をしないで、探偵業を営むことができる。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

理 由

探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。